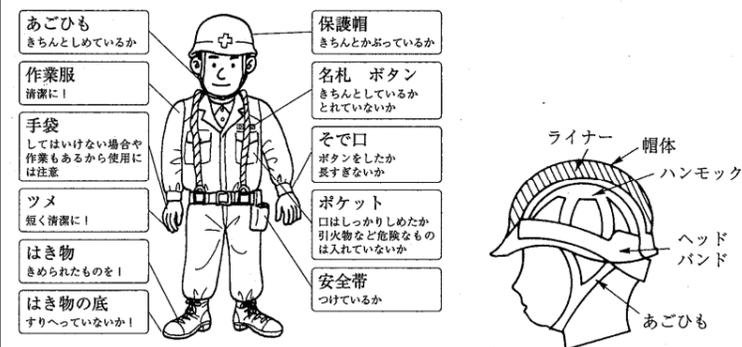
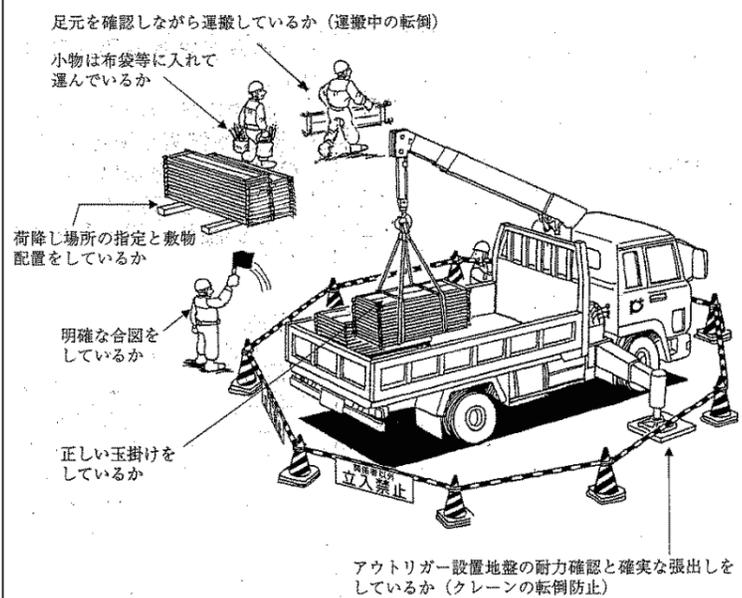


1. 準備作業・部材の搬入

【準備作業】		
Nb.	作業内容	留意事項
1	足場に係わる施工計画の確認 ・事前調査 ・足場計画 ・機材管理計画 ・作業計画 ・機械計画 ・仮設備計画 ・安全衛生管理計画 ・工程表	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者の担当職員と十分な打合せを行う。 現場と足場計画を照合し、足場のイメージを確認する。 クレーンの運転者と合図の方法を確認する。 他の職種にも計画の概要を知らせる。 立入禁止区域を設定する。
2	作業主任者等の有資格者確認	<ul style="list-style-type: none"> 資格を必要とする作業に従事する者に対し、免許証、技能講習終了証等を確認する。 作業主任者、作業指揮者を選任し、作業を直接指揮させる。 
3	安全ミーティングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場者を確認する。 作業員の健康状態を確認する。 作業場所、作業内容、役割分担、作業手順、作業のポイントを確認する。 安全指示事項を全員に周知する。 危険予知活動を実施する。 緊急時の措置、連絡体制を確認する。
4	機械・工具の点検	<ul style="list-style-type: none"> 持込み機械等使用届及び持込み時点検記録表を元方事業者に提出する。 点検表に基づいて点検し、不良品を取り除く。 (玉掛け作業がある場合、)玉掛け用具の始業前点検を行う。
5	保護具の点検	<ul style="list-style-type: none"> 保護帽、安全帯は、構造規格に適合し、その廃棄基準に達していないことを確認する。 正しい服装、保護具の着用を確認する。 
6	救急用具の確認	<ul style="list-style-type: none"> 救急用具の備え付けを確認し、不足品は補充する。 緊急連絡表を確認する。

1. 準備作業・部材の搬入

【準備作業】		
Nb.	作業内容	留意事項
7	作業区域内立入禁止措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵、ロープ、カラーコーン等で囲い、立入禁止標識を設置する。 必要に応じて監視員を配置する。 

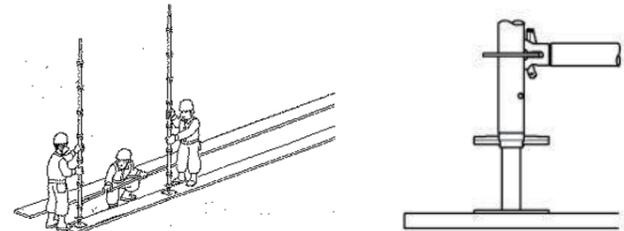
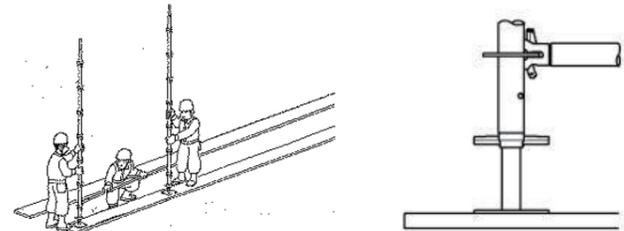
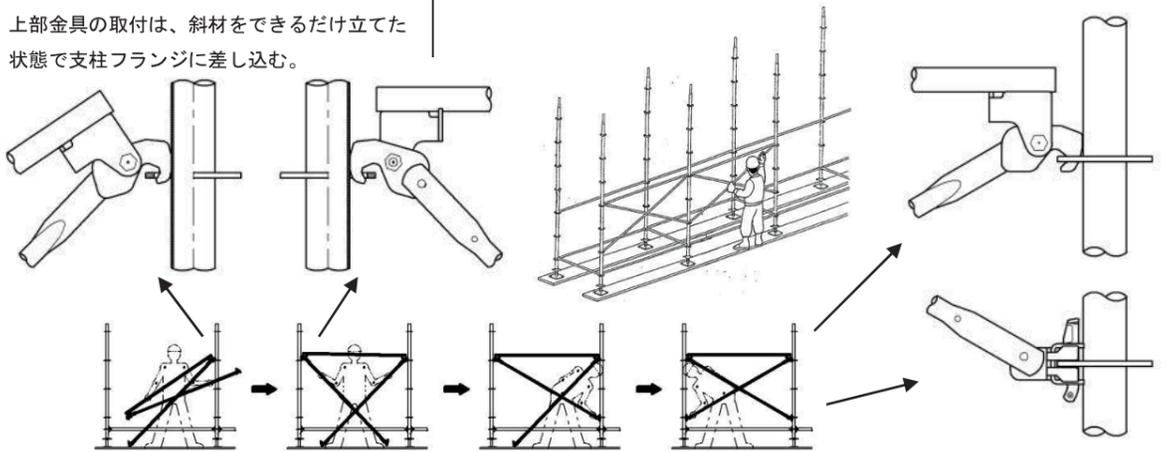
【部材の搬入】		
Nb.	作業内容	留意事項
1	荷おろし	<ul style="list-style-type: none"> 移動式クレーンを用いる場合、設置状況（地盤、アウトリガーの張出し等）を確認する。 フックの外れ止め、巻過防止装置を確認する。 つり荷の重量、重心を確認する。 正しい玉掛けと明確な合図を行う。 荷おろし場所を指定し、敷物を配置する。
2	部材の確認	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者が部材を点検し、不良品を取り除く。 必要部材の有無と、部材数量の過不足を確認する。
3	小運搬	<ul style="list-style-type: none"> 安全な通路を確保する。 足元を確認しながら運搬する。 小物は布袋等に入れて運ぶ。 

2. 足場の点検等に関する留意事項

【点検等の実施】		
Nb.	作業内容	留意事項
1	足場の組立て等の作業の監視 (足場の解体作業も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「手すり先行工法等に関するガイドライン」について、十分な知識を有する「足場の組立て等作業主任者」に直接指揮させる。 ・安衛則第 566 条（足場の組立て等作業主任者の職務）に規定されている作業の進行状況等を監視させる。 ・手すり先行工法の機材等の使用状況を監視させる。
2	足場の組立て等の作業後の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・当該足場の点検について、十分な知識・経験を有する者に点検させる。 ・安衛則第 567 条（点検）第 2 項に規定されている点検の実施。 ・「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に示す墜落防止措置の機材及び物体の落下防止措置の機材の設置状況を確認し、異常があれば直ちに補修する。 ・点検者の職氏名を記入できるようにした足場の種類、機材別の点検表を用いる。 ・点検結果は、補修の有無に関係なく記録し、保存しておく。
3	作業開始前点検	<ul style="list-style-type: none"> ・その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり、中さん、幅木等の設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常があった場合は直ちに補修する。 ・作業開始前点検は、当該足場を使用する職種が変わるごとに実施する。 ・点検の実施にあたっては、その都度、職長等当該足場を使用する労働者の責任者の中から点検者を指名する。

【点検等の実施体制】		
Nb.	作業内容	留意事項
1	点検者の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育、施工管理者等のための足場点検実務者研修、厚生労働大臣が定める足場の工事の計画作成参画者研修、全国仮設安全事業協同組合の仮設安全監理者資格取得講習を受講している等十分な知識、経験を有する者の中から事業者が指名する。 
2	点検表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する足場の種類、機材によって、個々に固定方法等の構造が異なるため、足場の種類、機材等に応じた点検表を作成し使用する。 ・点検表には、後からその内容を確認することができるよう、点検実施者の職氏名を記入できるようにしておく。
3	点検・補修結果等の記録及び保存	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果及び補修したときの内容等を後から確認できるように、その内容等について点検表に記録する。 ・点検結果等の記録は、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、保存しなければならない。

4. 組立手順

【1層目の組立】		
Nb.	作業内容	作業上の留意事項
1	足場の基礎 ①必要に応じ地盤に碎石を敷き、転圧（地盤がコンクリート面又は固い地面では不要） ②敷板の配置（地盤がコンクリート面では不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面をできるだけ平坦にする。 ・接地面に隙間がないようにする。
2	ジャッキベースの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱の最下端にはジャッキベースを用いる。 ・ジャッキベースは所定の高さで、建物等との間隔を見ながら配置する。
3	支柱の取付	<ul style="list-style-type: none"> ・最下端の支柱には原則として下部支柱 IQA-2750A を用い、作業床設置位置より支柱フランジが 2 段 (950mm) 突出した状態になるように支柱の建て込みを行う。 ・建物等との間隔を計りながら取り付ける。 ・支柱の倒れ止め措置（仮受け、補助員等）をとる。 
4	根がらみの取付	<ul style="list-style-type: none"> ・最下端の支柱の下部に根がらみを桁行方向、梁間方向それぞれに設ける。 ・根がらみのくさびは仮固定しておく。 
5	脚部の固定 ①建物等との間隔、通りの確認 ②ジャッキベースの固定 ③水平を確認 ④根がらみによる固定	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱の追い出し寸法を含めた計画寸法を確認する。 ・敷板には 2ヶ所以上釘止めする。 ・足場の梁間方向と桁行方向が直角であることを確認する。 ・レベルで確認しながらジャッキベースの高さを調整する。 ・仮固定の根がらみのくさびを打ち込み、確実に支柱に緊結する。
6	手すりの取付（前踏側）	<ul style="list-style-type: none"> ・根がらみ設置位置より 2 段上の支柱フランジに手すりを取り付ける。 ・手すりの両端をくさびで緊結する。
7	先行手すりの取付（後踏側）	<ul style="list-style-type: none"> ・根がらみ設置位置より 3 段上の支柱フランジに先行手すりの上部金具を取り付ける。 ・斜材の下部金具をくさびで緊結する。 ・全スパンにわたって所定の位置に取り付ける。 <p>上部金具の取付は、斜材をできるだけ立てた状態で支柱フランジに差し込む。</p> 

3. 組立基準

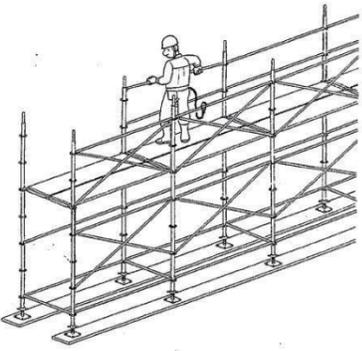
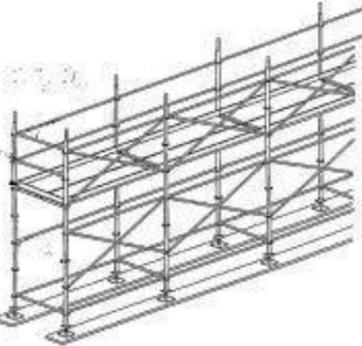
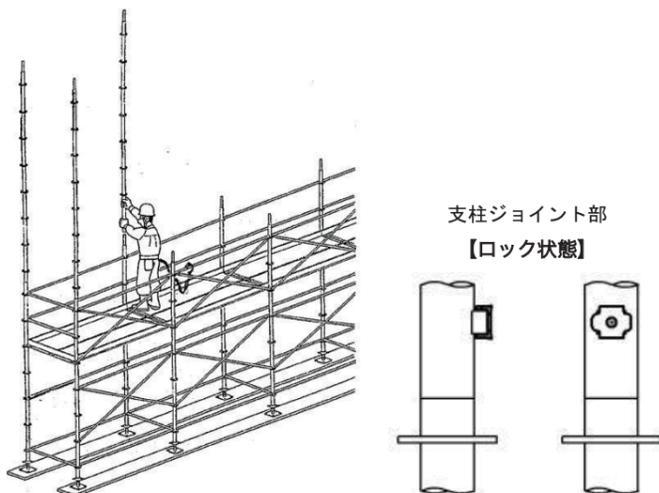
- (1) 組立においては指定の部材を使用し、その使用部材を指定された方法で結合するものとする。
- (2) 基礎は十分な支持力を有するものとする。地盤の状況に応じて敷板または敷盤等を用いる。
- (3) 支柱の間隔は、桁方向 1829mm 以下、梁間方向 1219mm 以下とする。
- (4) 支柱の継ぎ足しは、ほぞに支柱を差込み、ジョイント部はロックピンにより抜け止めを確実にすること。
- (5) 支柱の最下端にはジャッキベース(認定基準名称: ジャッキ型ベース金具)を使用し、各支柱のレベルを揃えること。組立直後及び使用中はジャッキベースのハンドルに遊びが無いよう確認するものとする。
- (6) 最下端の支柱には原則として下部支柱 IQA- A を使用するものとする。
最下端の支柱の下部には根がらみを桁行方向、梁間方向それぞれに設ける。
但し、ジャッキベースを敷板に釘止めする場合は敷板方向の根がらみを省略することができる。
- (7) 地上第一の布として、床付き布わく(鋼製布板)または手すり IQC- を 2m 以下の位置に設けること。
- (8) 足場の前踏み構面には、手すり及び中さんとして手すり IQC- を設けること。
- (9) 足場の後踏み構面には先行手すりを全層全スパンに設けること。
但し、梁枠の直上 1 層については、先行手すりを設けないとすることができる。
また、スパン調整部等、やむを得ず先行手すりの取付ができないスパンについては、2 スパン以上連続させないこと。
先行手すりを安全带取付設備として使用する場合は次によるものとする。
- ① 安全帯のフックは、先行手すりの手すり(水平材)に取付け、1 スパンに 1 人の使用とすること。
- ② 作業床から地面、または衝突の恐れのある機械設備等(以下、「地面等」という。)までの垂直距離が 3.9m 以下の場合、落下時にランヤードの繰出しがロックされる機能をもった安全帯を使用する等、地面等との衝突について安全性を確認した上で使用すること。
- (10) 作業床の床材は床付き布わく(鋼製布板)を使用し、垂直間隔 1.9m 以下の各スパンにわたって連続に取り付ける。
床付き布わく(鋼製布板)は梁間方向の布材に架け渡して取り付け、つかみ金具は確実にロックする。
- (11) 壁つなぎは、壁つなぎ金具を用い、垂直方向 2 層(3.8m)以下、水平方向 3 スパン(5.5m)以下の間隔で設ける。
壁つなぎの建物側への取付は堅固な箇所とし、足場側への取付は支柱と腕木の交点付近とする。
また、足場にシート等を張る場合は別途、風荷重の計算を行い、壁つなぎを密に設ける等、その安全性を確認すること。
- (12) 足場の組立高さは原則として 31m 以下とする。
- (13) 梁枠 IQG- を用いて足場構面に開口部を設ける場合は、次によること。
- ① 梁枠は前踏みと後踏みの位置に 2 枚使用する。
- ② 梁枠を用いた開口の高さは 3 層以下とする。
- ③ 梁枠を支持する支柱から外方に 1 スパン以上設ける。
- ④ 梁枠を取り付けた支柱の両端支持部には壁つなぎを設ける。
- ⑤ 1 枚の梁枠間の水平面には床付き布わく(鋼製布板)を設け水平構を形成する。
- ⑥ 梁枠により開口を設ける場合の足場の組立高さは次表による。
- | 開口の幅 | 梁枠上の足場の組立高さ | 梁枠を取り付ける支柱の組立高さ |
|---------------|------------------|-------------------|
| 1.5 スパン・2 スパン | 9 層+手すり高(約 1.8m) | 11 層+手すり高(約 2.2m) |
| 3 スパン | 6 層+手すり高(約 1.2m) | 8 層+手すり高(約 1.6m) |
- これ以上の高さの組立を行う場合は別途、梁枠及び支柱の強度の検討を行いその安全性を確認すること。
- また、梁枠の直上には支柱 IQA-2850 または IQA-950 を用い、ジョイント部が手すりの位置となるように組立を行うこと。
- (14) 足場には昇降階段を設けるとともに、2 層以下ごとに踊り場を設ける。
昇降階段、階段開口部には手すり及び中さんを設ける。
- (15) 墜落防止措置として、桁行方向後踏み側には先行手すりを、桁行方向前踏み側及び妻側には、手すり及び中さんとして布材を設け、労働安全衛生規則に従うこと。
- (16) 物体の落下防止措置として、高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート等を設け、労働安全衛生規則に従うこと。

4. 組立手順

【1層目の組立】		
Nb.	作業内容	作業上の留意事項
8	腕木の取付	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置の先行手すり上部金具の 1 段上の支柱フランジに腕木を取り付ける。 腕木の両端をくさびで緊結する。
9	2層目の先行手すりの取付(後踏側)	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置より 2 段上の支柱フランジに先行手すりの上部金具を取り付ける。 斜材の下部金具をくさびで緊結する。 全スパンにわたって所定の位置に取り付ける。
10	床付き布わく(鋼製布板)の取付	<ul style="list-style-type: none"> 支柱と隙間なく全スパンにわたって取り付ける。 つかみ金具の外れ止めを確実にロックする。
11	階段枠の取付	<ul style="list-style-type: none"> つかみ金具の外れ止めを確実にロックする。
12	階段の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 階段には階段手すり及び中さんを取り付ける。

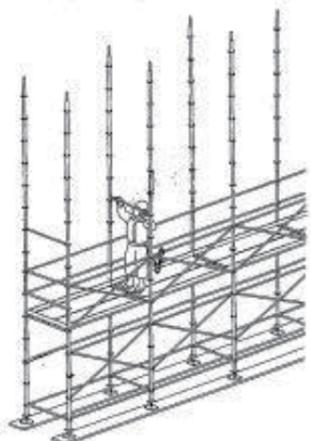
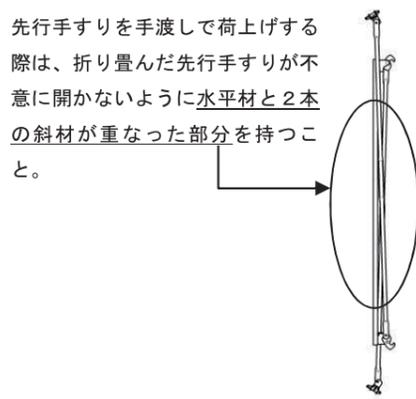
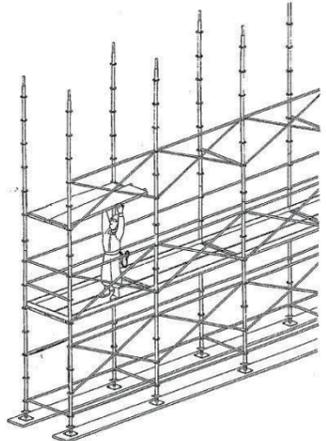
4. 組立手順

【2層目以降の組立】

Nb.	作業内容	作業上の留意事項
1	前踏側の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置より2段上の支柱フランジに手すり及びその1段下に中さんをくさびで緊結する。 
2	妻側の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 前踏側と同様に手すり及び中さんを所定の位置にくさびで緊結する。 
3	開口部、コーナー部等の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> コーナー、調整部に生じた開口部にも手すり及び中さんを取り付ける。 階段開口部用手すりわくは、つかみ金具の外れ止めを確実にロックする。
4	落下物防止機材(幅木又はメッシュシート等)の取付	<ul style="list-style-type: none"> 幅木は床付き布わく(鋼製布板)と隙間なく支柱等に取り付ける。 メッシュシートはたるみなく全てのはとめを支柱、布材等に緊結する。
5	上部支柱の取付	<ul style="list-style-type: none"> 支柱のジョイント部はロックピンにより確実にロックする。  <p style="text-align: center;">支柱ジョイント部 【ロック状態】</p>

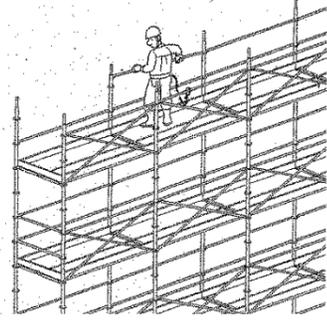
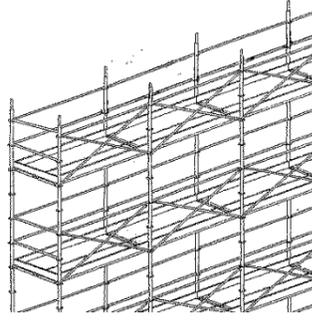
4. 組立手順

【2層目以降の組立】

Nb.	作業内容	作業上の留意事項
6	腕木の取付	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置に腕木を取り付ける。 腕木の両端をくさびで緊結する。 
7	上層の先行手すりの取付	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置より2段上の支柱フランジに先行手すりの上部金具を取り付ける。 斜材の下部金具をくさびで緊結する。 後踏側の全スパンにわたって所定の位置に取り付ける。 <p>先行手すりを手渡して荷上げる際は、折り畳んだ先行手すりが不意に開かないように水平材と2本の斜材が重なった部分を持つこと。</p> 
8	床付き布わく(鋼製布板)の取付	<ul style="list-style-type: none"> 支柱と隙間なく全スパンにわたって取り付ける。 つかみ金具の外れ止めをロックする。 
9	階段枠の取付	<ul style="list-style-type: none"> つかみ金具の外れ止めを確実にロックする。
10	階段の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 階段には階段手すり及び中さんを取り付ける。

4. 組立手順

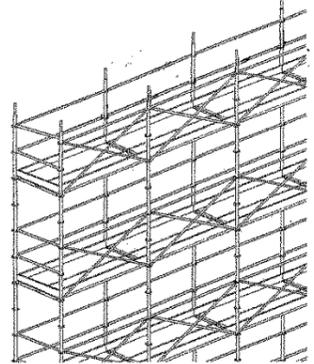
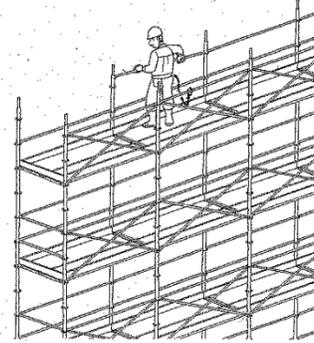
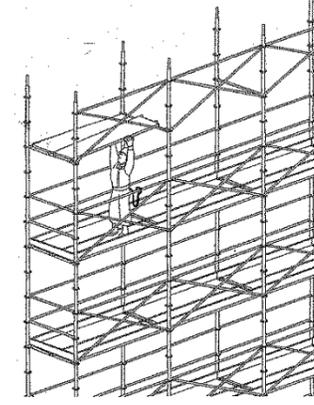
【2層目以降の組立】

Nb.	作業内容	作業上の留意事項
11	壁つなぎの取付	<ul style="list-style-type: none"> 壁つなぎは壁つなぎ用金具を用いる。 壁つなぎは所定の位置に取り付ける。 壁面に可能な限り直角に取り付ける。 後付けアンカーの場合は必要な引抜強度を確保する。
12	前踏側の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 作業床設置位置より2段上の支柱フランジに手すり及びその1段下に中さんをくさびで緊結する。 
13	妻側の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> 前踏側と同様に手すり及び中さんを所定の位置にくさびで緊結する。 
14	開口部、コーナー部等の手すり及び中さんの取付	<ul style="list-style-type: none"> コーナー、調整部に生じた開口部にも手すり及び中さんを取り付ける。 階段開口部用手すりわくは、つかみ金具の外れ止めを確実にロックする。
15	落下物防止機材(幅木又はメッシュシート等)の取付	<ul style="list-style-type: none"> 幅木は床付き布わくと隙間なく支柱等に取り付ける。 メッシュシートはたるみなく全てのはとめを支柱、布材等に緊結する。
16	以降、No. 5~No. 15の繰返し	

※部材の荷上げを手渡しで行う際は、各層に作業員を配置してください。

5. 解体手順

【解体】

Nb.	作業内容	作業上の留意事項
1	落下物防止機材(幅木又はメッシュシート等)の取外し	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定めた手順で取り外す。
2	壁つなぎの盛替え、取外し	<ul style="list-style-type: none"> 所定の位置に盛替える。 足場が不安定になるような場合は仮控えを取る。
3	開口部、コーナー部等の手すり及び中さんの取外し	<ul style="list-style-type: none"> コーナー、調整部の手すり及び中さんを取り外す。 階段開口部用手すりわくは、つかみ金具の外れ止めを解除してから取り外す。
4	妻側の手すり及び中さんの取外し	<ul style="list-style-type: none"> 手すり及び中さんは両端のくさびを緩めて取り外す。 
5	前踏側の手すり及び中さんの取外し	<ul style="list-style-type: none"> 手すり及び中さんは両端のくさびを緩めて取り外す。 
6	階段の手すり及び中さんの取外し	<ul style="list-style-type: none"> 下層の階段の手すり及び中さんを取り外す。
7	階段枠の取外し	<ul style="list-style-type: none"> つかみ金具の外れ止めを解除してから取り外す。
8	床付き布わく(鋼製布板)の取外し	<ul style="list-style-type: none"> つかみ金具の外れ止めを解除してから取り外す。 

※部材の荷降ろしを手渡しで行う際は、各層に作業員を配置してください。

5. 解体手順

【解体】		
No.	作業内容	作業上の留意事項
9	先行手すりの取外し 先行手すりを手渡して荷降ろしする際は、折り畳んだ先行手すりが不意に開かないように水平材と2本の斜材が重なった部分を持つこと。	<ul style="list-style-type: none"> 斜材の下部金具のくさびを緩めて片側ずつ取り外す。 先行手すりの上部金具を支柱フランジから片側ずつ取り外す。
10	腕木の取外し	<ul style="list-style-type: none"> 腕木の両端のくさびを緩めて取り外す。
11	上部支柱の取外し (支柱接合部がある層の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 支柱はジョイントのロックを解除してから取り外す。
12	以降 No. 1~No. 11 の繰返し	

仮設工業会認定品

再リース品

ポケット・フランジ式支柱足場に対応!

次世代足場用養生クランプ

緊結部付支柱に、防音パネルを取付けるための専用養生クランプです。

緊結部付支柱に、防音パネルを取付けるための専用養生クランプです。従来、ポケット部やフランジ部が干渉し取付けの難しかった防音パネルの取付けを新設計により可能にしました。

防音パネルが緊結部に干渉する箇所【Aタイプ】



上記以外の干渉しない箇所【Cタイプ】



・・・仮設工業会認定品



養生クランプ使用時(断面図)

